

○ 運転免許仮停止等取扱規程

昭和42年10月28日

訓令 甲 第 3 0 号

存 続 期 間

- 〔沿革〕 昭和 44年 7月 訓甲第19号（い）、12月同第37号（ろ）
46年 9月 同第21号（は）
47年 4月 同第13号（に）
平成 6年 5月 同第18号（ほ）
7年 1月 同第1号（へ）
8年 8月 同第16号（と）
10年 3月 同第10号（ち）
12年 6月 同第25号（り）
17年 5月 同第17号（ぬ）、9月同第24号（る）
19年 5月 同第13号（を）
21年 5月 同第13号（わ）
28年 2月 同第1号（か）
29年 3月 同第6号（よ）改正

（規程の目的）

第 1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2の規定に基づき、警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）が行なう運転免許の効力の停止（以下「仮停止」という。）の取扱いについて、必要な事項を定め、もってその処分の適正を図ることを目的とする。（に）

（準拠）

第 2条 仮停止の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（仮停止の対象者）

第 3条 仮停止の対象者は、自動車等の運転免許を受けた者（以下「運転者」という。）で、法第103条の2第1項各号に該当する交通事故（以下「仮停止事

案」という。)を起こした者とする。

(臨場)

第4条 署長等は、仮停止事案と認められる交通事故のうち死亡事故の発生を知ったときは、臨場して真相の究明にあたるものとする。ただし、やむを得ない事情のため臨場できない場合は、警部以上の警察官を指名して臨場させることができる。(に)(り)

第5条 削除 (に)

(関係書類の作成)

第6条 署長等は、仮停止事案が発生したときは、直ちに当該事故事件の迅速かつ確実な捜査を行なうに必要な措置を講じ、事故発生後(ひき逃げ事故にあつては被疑者の検挙後)おおむね48時間以内において法令に定められた公安委員会が行なう運転免許の取消し又は効力の停止(以下「本処分」という。)に関する関係書類の作成を行なわなければならない。(に)

(仮停止の決定)

第7条 署長等は、仮停止をしようとするときは、あらかじめ交通部長(運転免許本部審査登録課経由。以下同じ。)に事案の概要および仮停止を必要と認める理由を報告し、その意見を聞いたうえ処分を決定するものとする。

(い、に、る)

2 交通部長は、前項の報告を受けた後仮停止が決定された場合において、仮停止を受ける運転者の住所地が道府県公安委員会(道方面公安委員会を含む。以下同じ。)の管轄区域内であるときは、直ちに前項の報告(決定)事項を当該公安委員会に連絡しなければならない。

(仮停止の通知)

第8条 署長等は、仮停止をするときは、当該運転者に別記様式第1の仮停止処分通知書により通知するとともに、その者の運転免許証を提出させなければならない。(に)

(公安委員会に対する通知)

第9条 仮停止をした署長等は、別記様式第2の仮停止通知書及び前条により提出を受けた運転免許証を、次の各号により、すみやかに当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。(ろ、に)

- (1) 東京都公安委員会に対するものについては、交通部長を通じ、当該事案に係る本処分の行政処分書及び行政処分関係書類をあわせて送付すること。
 - (2) 道府県公安委員会に対するものについては、道府県警察（方面）本部の行政処分を担当する課を通じ、当該事案に係る行政処分関係書類の移ちょう書および行政処分関係書類をあわせて送付すること。
- 2 前項による通知書等の送付は、事故発生時（ひき逃げ事故にあつては被疑者の検挙時）からおおむね3日以内に行うものとする。

（意見の聴取の通知）

- 第10条** 交通部長は、第7条による仮停止の決定報告により、当該事案が本処分を行うに当たり意見の聴取を要する事案であると認めるときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、署長等に対し別に定める意見の聴取通知書の交付を指示するものとする。（に、へ）
- 2 署長等は、前項により指示を受けた場合は、仮停止処分通知書による通知の際、併せて意見の聴取通知書により意見の聴取の期日及び場所を通知するものとする。
 - 3 第7条第2項により仮停止の連絡をした公安委員会から、当該事案が意見の聴取事案であり、意見の聴取の期日及び場所の通知方について依頼を受けたときは、前2項の規定を準用する。
 - 4 交通部長は、道府県公安委員会から仮停止について連絡を受けたときは、当該事案が本処分を行うに当たり意見の聴取を要する事案であると認めるときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、意見の聴取通知書の交付方を依頼するものとする。

（車両の措置）

- 第11条** 署長等は、仮停止を受けることとなる者の運転車両を交通事故の現場から移動する場合には、当該処分を受けることとなる者以外の運転資格を有する者に行なわせなければならない。（に）
- 2 署長等は、前項の場合において運転資格を有する者がいない場合には、運転資格を有する引取人がくるまでの間、当該車両を警察署又は適宜の場所に一時保管する措置を講ずるものとする。

（運転免許証の保管）

- 第12条** 本処分が行なわれるまでの間における運転免許証の保管は、運転免許本部（行政処分課）が行なうものとする。（い）

(弁明の機会の付与)

第13条 署長等は、仮停止をしたときは、法第103条の2第2項による弁明の機会を付与しなければならない。(に、へ)

2 前項の弁明の機会の付与は、第8条の仮停止処分通知書により行うものとし、その際口頭により必要事項を教示するものとする。

(弁明調書の作成)

第14条 署長等の指名する警察職員は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）

第15条の規定により弁明調書を作成しなければならない。(に、へ、ち)

2 弁明調書を作成した警察職員は、速やかにその内容を署長等に報告しなければならない。

(仮停止の取消し)

第15条 署長等は、弁明の内容その他の理由により仮停止したことが適当でないと認めるときは、交通部長の意見を聞き、職権でその処分を取り消すものとする。(に)

2 署長等は、前項により仮停止処分の取消しをした場合は、直ちに交通部長に報告しなければならない。

3 交通部長は、前項の報告により当該事案が道府県公安委員会に係るもので、すでに第7条第2項により仮停止の連絡をし、又は第9条第1項第2号により通知書等を送付したものであるときは、直ちにその旨を当該公安委員会に連絡しなければならない。

(不服申立て等の教示)

第16条 署長等は、第8条による仮停止処分の通知をする場合には、当該運転者に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟に関する教示を書面で行わなければならない。(ぬ、か)

(仮禁止)

第17条 法第107条の5第10項による国際運転免許証等所持者に対する仮禁止の取扱いについては、この規程を準用するものとする。この場合において、この規程中「運転免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「仮停止事案」とあるのは「仮禁止事

案」と、「運転免許の取消し又は効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「別記様式第1の仮停止処分通知書」とあるのは「別記様式第1の2の仮禁止処分通知書」と、「別記様式第2の仮停止通知書」とあるのは「別記様式第2の2の仮禁止通知書」と、「仮停止処分通知書」とあるのは「仮禁止処分通知書」と、「仮停止処分」とあるのは「仮禁止処分」と読み替えるものとする。(ほ、わ、よ)

付 則

この訓令は、昭和42年11月1日から施行する。

以下改正付則抄録

- 仮停止処分通知書 (別記様式第1)
- 仮禁止処分通知書 (別記様式第1の2)
- 仮停止通知書 (別記様式第2)
- 仮禁止通知書 (別記様式第2の2)

仮 停 止 処 分 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

警察 署 長 印
隊

下記の理由により、あなたの免許の効力を 年 月 日から
年 月 日まで仮停止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、本職に対し、
弁明をすることができます。

また、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出する
ことができます。

運転免許の種類	第一種免許											第二種免許					仮免許			
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型	中 型	普 通	大 特	け 引	大 型	中 型	準 中 型	普 通	
免許証の番号	第 () 号 公安委員会交付)																			
理 由	年 月 日 午前・後 時 分頃 区・市 丁目 番 付近において起こした交通事故について道路交通法第 1 0 3 条の 2 第 1 項の規定に該当																			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁運転免許本部行政処分課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁運転免許本部行政処分課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

仮 停 止 通 知 書

年 月 日

公安委員会殿

警察 署 長 印
隊

道路交通法第103条の2第4項の規定により、下記の者について仮停止通知書を送付する。

本籍・国籍等	
住 所	
氏 名	年 月 日生
仮停止の理由	年 月 日 午前・後 時 分頃 区・市 丁目 番 付近において起こした交通事故について道路交通法第103条の2第1項の規定に該当
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

仮 禁 止 通 知 書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

署
警察 長 印
隊

道路交通法第107条の5第10項において準用する第103条の2第4項の規定により、
下記の者について仮禁止通知書を送付する。

本籍・国籍等	
住 所	
氏 名	
仮禁止の理由	<p>年 月 日 午 前・後 時 分頃 区・市 丁目 番</p> <p>付近において起こした交通事故について道路交通法第107条の5第10項の規定において準用する第103条の2第1項に該当</p>
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。